

非常変災時における臨時休校と登下校について

平素から、本校教育にご理解とご支援を賜り、有難うございます。
みだしのことについて、本市では次のように定められていますのでご確認ください。
つきましては、このプリントをいつでも参照できるように、ご家庭内の見やすいところに掲示しておいてください。よろしくお願ひします。

1 臨時休校(臨時休業)となる警報が発令された場合

- | | | | |
|---------|---------|----------|-------|
| ①暴風警報 | ②大雨警報 | ③暴風雪警報 | ④洪水警報 |
| ⑤暴風特別警報 | ⑥大雨特別警報 | ⑦暴風雪特別警報 | |

『**尼崎市**』に、上の警報のいずれかが発令された場合の対応につきましては、次の通りです。

登校前は、テレビ・ラジオ・インターネット等の気象情報をもとに、各家庭で判断してください。但し情報によっては、尼崎市が含まれていなくても「阪神」とまとめて発表される場合があります。必ず、サンテレビ、NHK、気象庁ホームページなど複数の情報で『**尼崎市**』が含まれているかご確認ください。

*警報等、気象情報の把握には、ひょうご防災ネット <http://bosai.net/> への登録をおすすめします。

登校状況	時刻	気象状況	発令地域	対応
前日	市の方針を、 午後5時までに発表	翌日に大型の台風が直撃するなど、警報等の発令が明らかに予測される場合	尼崎市・尼崎市を含む地域	尼崎市のホームページ、防災ネット、尼崎市LINE公式アカウント から臨時休校情報を確認する。 一斉メール配信ミマモルメで連絡。
登校前	午前7時 現在	①～⑦の警報発令	尼崎市・尼崎市を含む地域	自宅待機 午前9時までの間はテレビ・ラジオ等の気象情報に注意。
その後 (自宅待機中)	午前9時までに状況に変化あり	①～⑦の警報が午前9時(9時ちょうどを含む)までに 解除	解除 (尼崎市・尼崎市を含む地域)	登校 解除された時点で安全に注意して登校(通常の授業。給食もあります。)
	午前9時 現在	①～⑦の警報がそのまま 発令中	尼崎市・尼崎市を含む地域	臨時休校 午前9時以降に解除されてもそのまま全日臨時休校。
登校後	在校中	①～⑦の警報発令	尼崎市・尼崎市を含む地域	教師引率で下校 。状況によっては学校一時待機やお迎えの要請もあるが、その場合は(一斉メール配信ミマモルメで連絡)。 (警報発令が11:00までの場合は給食を食わずに下校)
	*帰宅しても保護する者(親、兄・姉等)のいない児童は、学校で一時待機。児童ホーム・子どもクラブの指導員は、学校と連携して児童の保護にあたる。			

※台風接近時にご家庭が不在となる場合、緊急時でも児童が安心して下校できるよう、知人、友人宅への避難を依頼しておくなどの準備をしておいてください。

※翌日『**尼崎市**』に①～⑦の警報が発令される可能性が高い、大型の台風が直撃する等の場合には、尼崎市教育委員会の判断で臨時休校を決める場合があります(一斉メール配信ミマモルメで連絡及び前日のうちに**尼崎市HP**、**防災ネット**、**尼崎市LINE公式アカウント**で午後5時までの発表を確認)。

2 地震発生の場合

『**尼崎市**』において、**震度5弱以上の揺れ**を観測した場合の対応は、次の通りです。

登校状況	地震	学校の対応	備考
登校前	・授業日の前日及び当日に 震度5弱以上の地震 が発生した場合	臨時休校	【給食】中止
	・尼崎市地域防災計画に規定する避難情報（「高齢者避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」）の発令があった場合	・左の避難情報の発令があった地域を本校校区に含む場合は 臨時休校	【給食】中止
登校後	・ 震度5弱以上の地震 が発生した場合	・地震が発生した時点で、授業を中断し、避難行動をとる。 ・学校は被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童を待機させ、下校や引き渡し等の判断をする。	【給食】中止
	・尼崎市地域防災計画に規定する避難情報（「高齢者避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」）の発令があった場合	・学校は被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童を待機させ、下校や引き渡し等の判断をする。	
登下校中	・ 震度5弱以上の地震 が発生した場合	・児童は、最も安全と考える場所(学校、自宅、頑強な建物等)に避難する。 ・学校は児童の所在を確認(校内・通学路・避難場所など)する。 ・学校は被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童を待機させ、下校や引き渡しの判断をする。	〈登校時に発生した場合〉 【給食】中止

3 その他の災害発生の場合

※1や2以外でも、学校付近で**局地的な豪雨**や**その他の災害(ガス爆発、火災、雷等)**が発生した場合は、緊急に臨時休校や通学路変更等の措置をとることもあります(一斉メール配信ミマモルメで連絡)。

※非常変災等により、学校園において電気または水道のライフラインが途絶した場合、臨時休校とします。

※自宅周辺で道路の冠水、用水路の増水等、児童の登校に危険な緊急事態が発生した場合は、警報発令や学校からの連絡指示がなくても、**ご家庭の判断**で登校を見合わせてください。

※**地震等の非常変災時**に、学校に保管している特設公衆電話「06-6494-4335、4336、4339」(発信専用)のいずれかから電話がかかってくる場合があります。ご登録よろしく願います。

※電話での問い合わせは、緊急連絡等に支障をきたしますのでご遠慮ください。

このプリントは、**家庭内の見やすいところに掲示してください。**